

刈谷市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市のスポーツ振興及び競技力向上を図るため、アマチュアスポーツの大会として行われる世界規模の大会（以下「国際大会」という。）及び全国規模の大会（以下「全国大会」という。）に出場するものに対し交付する刈谷市スポーツ競技全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) オリンピック競技大会

(2) 国、日本オリンピック委員会（JOC）加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が選手を派遣する世界選手権大会、ワールドユニバーシティゲームズ、アジア競技大会

(3) 国際競技連盟又はこれに準ずる団体が主催するアジア地域以上の大会であって、市長が国際大会と認める大会

(4) 国民スポーツ大会、全日本選手権大会その他これらに準ずる大会

(5) 全国青年大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会（全国高等学校定時制通信制大会を含む）、全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくは同協会に加盟する競技団体が主催する全国大会

(6) 地方予選（選考会、審査会、標準記録等を基準とした選抜を含む）がある大会で、競技団体が主催する全国規模の大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は当該者が所属する団体で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条各号に掲げる大会に、予選会を経て又は推薦を受けて競技者として出場する者又は当該者が所属する団体。ただし、小中学校の教育活動の一環として参加する者及び心身障害者（児）スポーツ大会・高齢者スポーツ大会等激励金交付基準の対象となる者及び団体は除く。

(2) 前条第1号から第4号までに掲げる大会に出場する監督、コーチ、審判員等の競技者以外の者又は当該者が所属する団体で、市長が適当と認めるもの。
(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする選手等（未成年の個人にあってはその保護者、団体にあってはその代表者）は、刈谷市スポーツ競技全国大会等出場届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して、大会開催日の21日前（以下「申請期限」という。）までに市長へ提出しなければならない。

(1) 出場選手名簿（様式第2号）

(2) 予選大会の開催要項

(3) 国際大会又は全国大会の開催要項

(4) 国際大会又は全国大会の出場申込書

(5) 口座振替依頼書（申請者が名義人となるもの）（様式第3号）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により申請期限までに提出することができない場合は、申請期限後の提出を認めるものとする。ただし、大会開催後の提出は認めない。

3 同一の団体に第3条の規定により交付対象者となる個人が10人を超える場合は、第1項の届出書は、団体が提出しなければならない。

(交付制限)

第6条 第2条第4号から第6号までに掲げる大会に出場し、激励金の交付を受けた場合において、当該大会の成績により出場権を得た同条第4号から第6号までに掲げる大会（以下「上位大会」という。）に出場するときは、既に交付を受けた激励金の額と上位大会に係る激励金の額との差額を限度として激励金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 同一の交付対象者（団体を除く。）に係る激励金の交付は、同一年度につき、次の各号に掲げる大会の区分に応じ当該各号に定める回数（団体が当該交付対象者に係る激励金の交付を受けた場合はその回数を含む。）を限度とする。

(1) 第2条第1号に掲げる大会 1回

(2) 第2条第2号又は第3号に掲げる大会 合計3回

(3) 第2条第4号から第6号までに掲げる大会 合計3回

3 次に掲げる大会に出場する場合は、激励金を交付しないものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 日本リーグ等への加盟により出場権が与えられる大会

(2) 交流、交歓、親善、レクリエーション、強化試合等を目的とする大会

(3) 全国大会の予選大会への複数参加が可能である大会

(実績報告)

第7条 激励金の交付を受けたものは、大会の終了後速やかに全国大会等出場実績報告書(様式第4号)を市長へ提出しなければならない。

(激励金の返還)

第8条 激励金の交付を受けた後、大会を欠場する等交付の要件に該当しなくなったものは、激励金を市長に返還しなければならない。ただし、市長が激励金を返還させることが適当でないとしたときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		対象となる大会	激励金の額	
国際大会	第1号該当	オリンピック競技大会	1人につき	50,000円以内
	第2号該当	国、日本オリンピック委員会（JOC）加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が選手を派遣する世界選手権大会、ワールドユニバーシティゲームズ、アジア競技大会	1人につき	30,000円以内
			1団体につき	300,000円以内
全国大会	第3号該当	国際競技連盟又はこれに準ずる団体が主催するアジア地域以上の大会であって、市長が国際大会と認める大会	1人につき	15,000円以内
			1団体につき	150,000円以内
	第4号該当	国民スポーツ大会、全日本選手権大会その他これらに準ずる大会	1人につき	10,000円以内
			1団体につき	100,000円以内
	第5号該当	全国青年大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会（全国高等学校定時制通信制大会を含む）、全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会又は公益財団法人日本スポーツ協会若しくは同協会に加盟する競技団体が主催する全国大会	1人につき	7,000円以内
			1団体につき	70,000円以内
	第6号該当	地方予選（選考会、審査会、標準記録等を基準とした選抜を含む）がある大会で、競技団体が主催する全国規模の大会	1人につき	5,000円以内
			1団体につき	50,000円以内

備考 この表の規定に関わらず、市長が適当と認めるときは、激励金の額に10分の10の範囲内の額を加算することができる。